佐賀県がん登録情報の利用について (第1報から第3報のおさらい)

佐賀県健康福祉部健康増進課 がん撲滅特別対策室

*利用申請のおさらい



自院のがん治療効果を検証、分析するために、自施設から届出したがん登録情報について、 予後情報を収集したい!

! 病院等での利用になるので、がん登録等の推進に関する法律の第20条を基に申請を行います。

順番	内容	提出様式	行う施設
1	利用の検討		自施設
2	事前相談	事前質問用紙	自施設⇒がん撲滅特別対策室
3	必要な書類の作成	様式第2-2号(申出文書) 様式第2-3号(誓約書)	自施設
4	提出書類の提出	上記	自施設⇒がん撲滅特別対策室
5	審査決定通知		がん撲滅特別対策室⇒自施設
6	データ作成の依頼		がん撲滅特別対策室⇒佐賀県がん登録室
7	対象患者リストの提出	様式自由(患者ID、氏名、性別、生年月日等)	自施設⇒ <u>佐賀県がん登録室</u>
8	データ作成		佐賀県がん登録室
9	個人情報保護に関する指導・助言		がん撲滅特別対策室⇒自施設
10	データの受領報告	様式第8号(情報の受領書)	自施設⇒がん撲滅特別対策室
11)	データ利用		自施設
12	データの廃棄		自施設
13)	データの廃棄報告	様式第9号 (利用後の処置報告書)	自施設⇒がん撲滅特別対策室
14)	利用実績報告	様式第10号 利用実績の報告書 研修会2021/12/	2自施設⇒がん撲滅特別対策室

薄いピンクのところが自施設で行う ことです



佐賀県がん登録情報の提供に係る流れについて(スキーム図) ※「法第20条」関係

申請者

- ①利用内容の検討
- ③必要な書類の作成
- ⑪データ利用
- 迎データの廃棄

提出書類 (申請前)

② 事前相談用紙

提出書類(申請時)

- ④ 様式第2-2号 (申出文書)
 - 様式第2-3号 (誓約書)

提出書類(データ受領後)

- ⑩ 様式第8号 (情報の受領書)
- ① 様式第9号 (利用後の処置報告書)
- 様式第10号(利用実績の報告書)

提出書類(申請受付後)

⑦ 対象患者リスト

②事前相談

- ④申請書類提出
- **多審査結果通知**
- ⑨個人情報保護に関する指導・助言
- ⑩データの受領報告
- ③データの廃棄報告
- 44利用実績報告
- ⑦対象患者リストの提出
- ⑨データの提供

窓口組織

がん撲滅特別 対策室

⑥データの作成依頼

佐賀県 がん登録室

⑧データの作成

※手数料について 利用申請に関して、申請者から<u>手数料は徴収せず、情報の提供が行わ</u>れます。

FAQ

- ②事前相談は、電話でできますか?
- A 事前相談用紙があります。郵送または、以下のアドレス* ヘメール送信してください。
- 02 申請書類、報告書類の送付手段は、郵送のみですか?
- A 郵送でお願いします。
- Q3 様式第2-2号の2利用者の範囲は、添付書類があれば、この場所に記載は必要ないですか?
- A 用紙に従って使用するすべての方の記載をお願いします。
- Q4 様式第2-2号6、イの(物理的)、ウ、エは、すべてにチェックがないと利用申請できませんか?
- A データの安全管理措置に係る項目については、全てにチェックが必要となっております。全てを満たした上で申請をお願いします。
- **Q5** 研究計画書は必要ないですか?
- A 必要ありません。

- **Q6** 廃棄処置報告書、実績報告書の利用者名は、代表者でいいですか?
- A 利用者名は、データを利用する方々の責任者やデータの提供に係る申出文書(様式第2号)に記載された事務担当者を想定しています。
- ○7 予後調査に対して、実績報告書は、何を添付したらよいですか?
- A 公表しない場合は、様式第10号のみ提出いただき、添付書類は必要ありません。
 - ○8 佐賀県以外の患者さんの生存確認情報も得られますか?
- A 貴院から提出された症例であれば該当します。
- Q9 申請した後に生存確認を知りたい患者さんは、どうやって お伝えしたらいいですか?
- A ⑤審査結果通知後に、佐賀県がん登録室に追跡サービス付き配送でお送りください。
- *佐賀県健康増進課がん撲滅特別対策室 kenkouzoushin@pref.saga.lg.jp

● 佐賀県がん登録情報の利用について、 様式など掲載先

佐賀県のがん情報サイト がんポータルさが



医療関係者向けをクリック後、「がん登録情報の利用について」をご参照ください。



